

TIAN CHEN INT'L SHIPPING MANAGEMENT CO., LIMITED,  
(船舶管理会社) に対する安全勧告

---

(2016. 3. 31 安全勧告)

(貨物船 FUKUKAWA 漁船津の峯丸衝突事故

福岡県福岡市玄界島北方<sup>げんかい</sup> 2013. 6. 15 発生)

貨物船<sup>フクカワ</sup>FUKUKAWAは、船長ほか9人が乗り組み、阪神港大阪区に向けて玄界灘を北東進中、漁船<sup>つみね</sup>津の峯丸は、船長が1人で乗り組み、福岡県福岡市博多港に向けて南南東進中、平成25年6月15日02時04分ごろ、福岡市玄界島北方沖において、両船が衝突した。

津の峯丸は、船長が死亡し、船首部に破損を生じて転覆した。

FUKUKAWAは、左舷船首部等に擦過傷を生じたが、死傷者はいなかった。

本事故は、夜間、霧により視界制限状態となった玄界島北方沖において、FUKUKAWA が北東進中、津の峯丸が南南東進中、両船が針路及び速力を保持して航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

FUKUKAWA が、針路及び速力を保持して航行したのは、FUKUKAWA の三等航海士が、津の峯丸が FUKUKAWA の方に向かって来るのを認めたが、近づいてから変針しても津の峯丸を避けられると思っていたことによるものと考えられる。

このことから当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、TIAN CHEN INT'L SHIPPING MANAGEMENT CO., LIMITED に対し、次の措置を講じるよう勧告する。

- (1) 船長及び乗組員に対し、視界制限状態になった際、安全管理マニュアルを遵守するよう指導を徹底すること。
- (2) 船長及び乗組員に対し、緊急状況対応手順書を遵守するよう指導を徹底すること。
- (3) 船長に対し、衝突が発生した場合、沿岸国の捜索救助機関及び TIAN CHEN INT'L SHIPPING MANAGEMENT CO., LIMITED への通報を行い、事故発生場所まで戻り、捜索及び救助を適切に行うよう指導を徹底すること。
- (4) 上記(1)～(3)について、所有又は管理する船舶の船長及び乗組員に対し、本事故の事例を用いて教育を強化し、周知徹底を図ること。